

## 様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 4年 6 月 15 日	
静岡県知事 川勝 平太 殿	
提出者	
住所 静岡県袋井市久能3001-1	
氏名 東海明治株式会社	
代表取締役 高井 宏治	
電話番号 0538-45-2727	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東海明治株式会社
事業場の所在地	静岡県袋井市久能3001-1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	食料品製造業【0913】【0914】 飲料・たばこ・飼料製造業【1011】
② 事業の規模	○ 資本金 : 7,450 万円 ○ 製造品目 : 牛乳、乳飲料、清涼飲料水、はっ酵乳、乳酸菌飲料 ○ 昨年度 製造品出荷額 : 409,500 万円
③ 従業員数	66人(令和3年3月31日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙-2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	—
	排出量	別紙-3のとおり	—
	(これまでに実施した取組) ○汚泥：工程ロス低減による汚水発生の防止 ○動植物性残さ：在庫管理徹底により、不要原材料の発生抑制 ○廃プラスチック類：洗浄徹底により、有価売却向けへの転換 ○ガラスくず：ガラス資材ロス低減による発生防止 ○廃油：メンテナンス徹底により、余分な機械油入替の抑制 ○複合材（蛍光管）：照明の使用を節約、LED照明への一部切替 ○木くず：他業者へ木製資材（主に部品の梱包・物流に関わる）の使用抑制を呼びかけ		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	—
	排出量	別紙-4のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) ○汚泥、動植物性残さ、廃プラスチック類、ガラスくず、廃油、複合材（蛍光管）、木くず：継続して実施		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○汚泥、動植物性残さ、ガラスくず、廃油、複合材（蛍光管）、木くず、複合材（廃棄乳製品） → 分別できている ○ 廃プラスチック類 → 分別困難と思われるものを選定・分別方法の模索		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して実施		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙-3のとおり	—
	(これまでに実施した取組) ○汚泥：中間処理設備運転方法の改善		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙-4のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) ○汚泥：排水処理施設運転方法の改善による、汚泥発生量の削減		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—	
	(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—	
	(今後実施する予定の取組) —			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	—	
	全処理委託量	別紙-3のとおり	—	
		優良認定処理業者への処理委託量	別紙-3のとおり	—
		再生利用業者への処理委託量	別紙-3のとおり	—
		認定熱回収業者への処理委託量	別紙-3のとおり	—
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙-3のとおり	—
	(これまでに実施した取組) ○優良認定業者の選定			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-4のとおり	—
	全処理委託量	別紙-4のとおり	—
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙-4のとおり	—
	再生利用業者への処理委託量	別紙-4のとおり	—
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙-4のとおり	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙-4のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) 継続して実施		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。  
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 別紙－1 産業廃棄物の一連の処理の工程表

産 業 廃 棄 物							
自己中間処理		委託処理					
種類	内容	→	中間処理		→	最終処理	
			種類	内容		種類	内容
汚泥	脱水処理	→	汚泥	肥料製造処理(再生利用:肥料)			
動植物性残さ	なし	→	動植物性残さ	メタン発酵処分	→	燃料	メタンガスとして利用
廃プラスチック類	なし	→	廃プラスチック類	破碎処理	→	廃プラスチック類	固形燃料製造処理(再生利用:固形燃料)
				破碎処理 → 焼成処理(熱回収)		燃え殻	溶融固化処理(再生利用:セメント原料)
ガラスくず	なし	→	ガラスくず	破碎処理	→	ガラスくず	破碎処理(再生利用:多孔質軽量発泡資材)
							埋立処理
廃油	なし	→	廃油	油水分離処理	→	廃油	油水分離処理(再生利用:機械油)
ガラスくず (蛍光管)	なし	→	ガラスくず (蛍光管)	破碎処理	→	ガラスくず (蛍光管)	破碎処理(再生利用:ガラスウール)
木くず	なし	→	木くず	破碎処理	→	木くず	破碎処理(再生利用:燃料・チップ)
鉄くず	なし	→	鉄くず	有価売却	→		
金属くず	なし	→	金属くず	有価売却	→		
廃酸	なし	→	廃酸	中和処理	→	廃酸	管理埋立処理

( 硫酸銅溶液 )

2



( 硫酸銅溶液 )

丁種炭柱



( 硫酸銅溶液 )

目付柱炭柱



## 別紙－2 管理体制図

令和4年4月1日現在



# 別紙－3

【単位：t】

【前年度 (3年度)実績】		産業廃棄物の 排出の抑制に 関する事項	自ら行う産 業廃棄物 の 再生利用 に関する事 項		自ら行う産業廃棄物の 中間処理に関する事項		自ら行う産業廃 棄物の埋立処 分又は海洋投 入処分に関す る事項		産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
		排出量	自ら再生利 用を行う産 業廃棄物 の量	自ら熱回収 を行う産業 廃棄物の 量	自ら中間処理に より減量する産業 廃棄物の量	自ら埋立処 分又は海 洋投入処 分を行う産 業廃棄物 の量	全処理委託量	優良認定処理 業者への処理 委託量	再生利用業者 への処理委託 量	認定熱回収 業者への処 理委託量	認定熱回収業 者以外の熱回 収を行う業者 への処理委託 量
全 計		1,913.135	0.000	0.000	1,661.700	0.000	235.245	43.875	246.995	0.000	0.000
産 業 廃 棄 物 の 種	汚泥	1,853.000	－	－	1,661.700	－	191.300	－	191.300	－	－
	動植物性残さ	0.000	－	－	－	－	0.830	0.830	0.830	－	－
	廃プラスチック類	35.850	－	－	－	－	35.850	35.850	47.600	－	－
	ガラスくず	6.410	－	－	－	－	6.410	6.410	6.410	－	－
	廃油	0.495	－	－	－	－	0.495	0.495	0.495	－	－
	蛍光管	0.070	－	－	－	－	0.070	－	0.070	－	－
	木くず	0.290	－	－	－	－	0.290	0.290	0.290	－	－
	鉄くず	0.000	－	－	－	－	0.000	－	－	－	－

類	金属くず	17.020	-	-	-	-	17.020	-	-	-	-
---	------	--------	---	---	---	---	--------	---	---	---	---

# 別紙－4

【単位：t】

【目標】 令和4年度		産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
		排出量	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
全 計		1,564.200	0.000	0.000	1,300.000	0.000	264.200	44.000	251.200	0.000	0.000
産 業 廃 棄 物 の 種	汚泥	1,500.000	－	－	1,300.000	－	200.000	－	200.000	－	－
	動植物性残さ	0.000	－	－	－	－	0.000	－	0.000	－	－
	廃プラスチック類	33.000	－	－	－	－	33.000	33.000	40.000	－	－
	ガラスくず	10.000	－	－	－	－	10.000	10.000	10.000	－	－
	廃油	0.500	－	－	－	－	0.500	0.500	0.500	－	－
	蛍光管	0.200	－	－	－	－	0.200	－	0.200	－	－
	木くず	0.500	－	－	－	－	0.500	0.500	0.500	－	－
	鉄くず	0.000	－	－	－	－	0.000	－	－	－	－

類	金属くず	20.000	-	-	-	-	20.000	-	-	-	-
---	------	--------	---	---	---	---	--------	---	---	---	---